

## 第一部会（第25期・第6回）議事要旨

I 日時：令和4年8月22日（月）10:31-12:00, 13:30~16:30

II 会場：日本学術会議5階5-A（1）（2）会議室及びオンライン会議システムも併用して開催

III 出席者：有田 伸、岩井 紀子、宇山 智彦、大垣 昌夫、岡崎 哲二、勝野 正章、上東 貴志、亀本 洋、川嶋 四郎、行場 次朗、栗田 禎子、黒崎 卓、小林 傳司、坂田 省吾、佐藤 嘉倫、佐野 正博、白波瀬 佐和子、鈴木 基史、高倉 浩樹、高橋 裕子、高村 ゆかり、高山 佳奈子、谷口 尚子、西尾 チヅル、西田 眞也、西山 慶彦、野口 晃弘、野口 晴子、芳賀 満、橋本 伸也、原 拓志、日比谷 潤子、平田 オリザ、松井 三枝、松下 佳代、松原 宏、馬奈木 俊介、三尾 裕子、水野 紀子、三成 賢次、南野 佳代、矢野 桂司、山田 八千子、吉岡 洋、吉田 文、吉田 和彦、吉水 千鶴子、若尾 政希、和氣 純子、和田 肇、渡部 泰明

### IV 議事

開会にあたって

対面・オンライン併用による開催についての承認

・橋本部長より扱いについて説明

・本日の審議事項について、分野別委員長宛のメールで案内し、部長一任を取り付けている。

以上について、異議なく、了承

### 報告事項

（1）拡大役員会：開催なし

・拡大役員会懇談会に切り替えて6月16日に開催されたこと及び以下の事項について橋本部長から説明があった。

1) 夏季部会について

2) 各分野別委員会等における「意思の表出」の準備状況について

3) その他：不正常的な分科会運営について

事務局のオンラインの陪席を拒否するという事案あり。本来は公開が原則であり、事務局の陪席拒否は極めて問題のある対応、という

ことで部長から注意があった。

これ以外にも問題がある事例も散見されるので、国の機関としての運営のルールを遵守することを求めたい。

(2) 第一部役員会

月数回、必要に応じてオンラインで「打ち合わせ」を実施。小林幹事は引き続き、日本学術会議アドヴァイザーとして会長・四役の補佐にあたった。

(3) 第一部に関連する国際活動について

IAPの役員に日比谷会員が選出された

(4) その他

・「回答 研究力強化-特に大学等における研究環境改善の視点から-に関する審議について」が発出されたことが報告され、「我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会」西山副委員長から概要が説明された。

**審議事項**

(1) 前会議事要旨の確認

前回の議事要旨が確認され、承認された。

(2) 会員任命問題について

橋本部長から資料2-1、資料2-2に基づいて、事案の経緯について説明があった。

坂田省吾会員：総会の第三部浅間会員発言に賛成。推薦理由を書かずに出した名簿に対して任命拒否を行うことは理解できない。この立場を強く支持する。政府とのやり取りに関しては、素直に議論できる状況をうまく作ることが重要。政府が自ら任命拒否の誤りを認めるような方略が必要。力と力の対決は避けるべき。

吉田和彦会員：役員に感謝。任命行為の終了に関して、日学と政府の立場の違いは理解した。日学が正しいことも理解。しかし、政府のメンツもあるから、この対峙構造では問題は解決しないであろう。このままだと27期の始めまで欠員が続くことを危惧する。粘り強く交渉するのも一つの考え方だが、27期まで欠員が続くというのはやはり第一部にとって問題ではないか。何か現実的な戦略が考えられないかと思う。臨時総会の際にも意見が出たが、もう一度推薦をしてはどうか。再提出の場合政府は受け付けないと思う。もう一度選考をやり直すとしても、例えば選考委員会枠を利用して推薦する。ここの会員の選考理由を説明することはできないと聞いたが、何か文書の形で新たに推薦する6名の方々が日本の学術の将来にとっても政府にとっても重要で、科学的助言もできる方々だというメッセージを記して政府に寄り添っていけることを示せばどうか。

栗田禎子会員：基本的には推薦過程に瑕疵がなかったことの説明を尽くすことが正しい。マスコミ報道では、選考やり直しを政府が提案していたが、日学が拒否していたとあった。選考やり直しを政府が提案したというのは、どの程度の提

案だったのか。6名の欠員が問題だという認識の共有の下での提案なのか、任命は終了したというそっけない提案なのか。

橋本伸也部長：書かれていることがすべてで、それをどう解釈するかだと理解している。

高村ゆかり副会長：ここに書かれていることがすべてとしか言いようがない。この文言は調整済みである。

橋本伸也部長：何をもって解決されたかについて明らかになっていないのが問題である。具体の6名の任命がなされたことが解決なのか、99名が欠けた状態なのでそれを105名にすることが解決なのか、について政府と長官の対話では明らかにされていない。

鈴木基史会員：政府の対応を見ると、25期の中に6名を任命することはないだろう。26期ではどうか。同様の方を再度推薦して、政府が任命するかがキー。状況の変化を受けて、同じ6名の任命を決断するかもしれないが、25期に拒否したので再度の任命はあり得ない、といった選択肢もあり得る。どのような戦略で交渉に臨むのか。6名をベストの人選として推薦したという本質論は正しいと思う。25期中において差し替え推薦はないと思う。やっちはいけない。26期については、状況が変わっており、6名よりもさらに優れた人が生まれているかもしれないと考えれば、差し替えも可能性としては考えられる。政府と実直に話す以外にはないのではないか。対峙したままさらに3年待つのは時間ももったいない。日学にとって、政府にとって、社会にとって無駄な時間ではないか。実直に交渉する以外にないのではないか。

橋本伸也部長：25期についての交渉（やるべきではないとおっしゃったが）と26期についての交渉はどの役員がやるのか。26期の会員選考に別の人も含めて入れていくのであれば、普通の選考になるのではないか。そうすると25期の欠員6名はそのままになる。

小林傳司幹事：26期に105名任命するので、そこにこの6名が含まれない可能性を認めることになる。そして25期の6名の欠員の補充は27期になる場合もある。年齢的に26期に選考できない方が6名の中にも考えるべきかもしれない。

鈴木基史会員：戦略的可能性の提起である。

高山佳奈子会員：次期105名に6名を含めて推薦することを考慮すべきという意見を元会員からもらった。しかし、当事者のご意向も聞くべきではないか。6名の中の1名は連携会員、4名は特任連携会員、1名はどちらへの就任も辞退、という現状を踏まえたうえでの検討を。

高村ゆかり副会長：当事者の方々に、非公式に意見聴取はした。しかしそれは、総会での政府側の見解についての説明をしたのであって、推薦を受けるか否か

などの意思の確認はしていない。

宇山智彦会員：26 期候補に入れても欠員は解消しないということなので、松野提案は解決にならないのではないかと。111 名任命を認めなければ欠員解消にならない。25 期の中で任命を求めるべきであろう。しかし、名簿の再提出では政府は受け入れないであろうから、何か別の工夫が必要ではないか。推薦理由を付すということも総会で提案したが、現行の法制において問題だということも理解する。推薦理由を非公式に伝えるというやり方が可能なかどうか。名簿の再提出に何かを加えなければならないような気がする。

吉水千鶴子会員：理由もなく任命拒否をしたことが一番の問題であり、あくまで 25 期の任命を求めるという姿勢を変えないほうがいい。しかし今後も同じことが起こらないようにするための取り組みが重要であり、それこそが未来志向ではないか。理由なき任命拒否を防ぐための交渉が重要。

橋本伸也部長：23 期に、会長が複数の名簿をもって下交渉した事例があるが、こういったやり方を今後の対策として考えているのか？

吉水 会員：否。むしろ、形式任命に過ぎないことの確認がポイントだと思う。この点があり方とかかわってくるように思う。

芳賀満会員：時間切れで押し切られることは必至。25 期会員が辞職するといったレバレッジを利かせないと対応できないのではないかと。滝川事件のように。

有田伸会員：時間との戦いは事実。26 期に 111 名を推薦するといった選択肢はないかと思う。

橋本伸也部長：111 名は法の規定と矛盾するのではないかと。

有田伸会員：そこまでは考えていなかった。

橋本伸也部長：法自体をちゃんと読んでいただいて、法的に可能なことかどうか踏まえたご意見をいただきたい。

和田肇会員：105 名以上の推薦をして、内閣府が選べるかのような提案には反対。25 期に関しては今のまましかやりようがない。推薦理由の有無については、むしろ推薦理由をつけて、相手に拒否の立証説明を求めるようにしてはどうか。また、26 期に 111 名推薦するなら、内の 6 名を 3 年以内に定年を迎える人にしておくとか。

小林傳司幹事：推薦理由を付すというのは、形式任命をやめることになるのではないかと。

橋本伸也部長：名前だけの名簿提出ということが独立性の担保ではないかと。

和田肇会員：国民に向けての説明のためには必要になるのではないかと。形式任命の論点は承知した上での折衷案であり、簡単な理由を付すことだけを考えていた。

白波瀬佐和子会員：形式任命をきっちりと確認し、明文化するべきであり、この

ために努力してほしい。現状、欠員があるということで、既存の欠員補充制度の特例措置として考えていくことがあり得ないか。これが折衷案ではないか。

高村ゆかり副会長：補欠の手続きについては、定年あるいは辞職等の場合の残任期間を補欠補充という仕組みである。当初から任命されなかった形での欠員は想定されていない。現行の法令の中での可能性の検討はした方がいいかもしれない。法令上の制約があると思う。

三尾裕子会員：形式的任命は守るべき。そのために、こちらがきちんと推薦していることを示すことが重要であり、今取り組んでいるではないか。これを政府が受け入れることが重要であり、26期以降はそうなるべき。25期については難しい状況であろう。しかし原則論は言い続けるしかない。27期まで定員が戻らないことも覚悟すべきではないか。

西田真也会員：会員辞職くらいでは政府は聞かないであろう。任命拒否で議論が活性化したという皮肉な一面もあるので、学会がもっとアクティブになっていくことが重要ではないか。

宇山智彦会員：補欠としてというよりも、次の期に111名推薦すると違法状況になるが、3年以内に定年になる人を入れておけば、27期に違法状態にはならないというのが和田提案かと思う。形式任命について、政府は形式任命ではないというスタンスをとっている以上、今回に限りという意味で6名の推薦に理由を付して再提出という風に考えた。

栗田禎子会員：二段階論（大久保総会提案と栗田会員は説明）、原則論を言い続ける。首相が99名分しか見ていないと言ったのだから、6名分の名簿をなくしたらしいとして再提出する。次の段階としては、26期において111名を特例として認めよと迫る。この二つの選択肢を官邸に迫る。

橋本伸也部長：この問題の長期化への対応のご議論をいただいたが、在り方の議論も並行しているのでそこも意識する必要がある。両者が切り離せなくなりつつある。例えば形式的任命は学会の独立性という論点と結びついていることなど。

## （2）日本学会のあり方をめぐる政府内における検討状況について

橋本伸也部長：小林科学技術大臣のもとで検討が行われ、夏までには政府方針を決めるとアナウンスされていた。あくまで政府内での検討なので、CSTIの討議資料のような形で公開されることは、一切なかった。今回部会で取り上げるに至った経緯を説明すると、当初はこの時期であれば政府方針が決まっているだろうとの想定のもと、内閣府担当官が各部に出向いて説明するという話になっていた。ちょうど総会について考え始めていた時期だったので、部毎に異なる議論をするのは問題の性格上よくないと考え、まずは総会の場で説明を受け議論もしたうえで、部会でさらに深める方向にしてほしいと伝えた。8月10日開催の

臨時総会で説明を受けるべく、準備が進められていた。それ以降、様々な報道があり、私たちには本当のところは不明だが、政府内で取りまとめ自体が完了しなかったことは事実である。そのため 10 日の臨時総会での説明もできなくなり、当初議題としていたものを取り下げ、部会までに政府見解が取りまとめられた場合は部会で説明してほしいと要望した。内閣改造があり、科学技術担当が高市大臣に交替した。かつ、従来は科学技術担当大臣が学術会議を担当していたところ、現内閣では山際大臣の担当となった。これまで取りまとめの任にあった小林大臣が離職、新大臣のもとで取りまとめが行われるだろうというところまでが、私たちの知っていることである。結局、夏までに政府方針を取りまとめると言われていたものが、現時点でも完了していないという状況であろう。直接検討すべきものを持たない中で議論せざるを得ないが、午前中の討議でも言ったとおり、例えば任命問題の解決も政府内でどのような改組をしていくのかに連動していく可能性がある。会員の選考・任命についてももし法案が出るのであれば、そこにどのように書かれるかによって私たちのあり方は大きく変わる。今後政府方針が決まった後、私たちが学術会議のあり方についてどのように議論・交渉していくのかが問われていく局面にある。そのような観点から、是非議論をお願いしたい。

佐藤嘉倫会員：部長の話はもっともながら、どのように議論を進めればいいのか難しい。いくつか議論の柱を提案してもらった方が焦点を絞れるのではないか。  
橋本伸也部長：必要ならいくつか挙げることはできるが、むしろ会員の問題意識がどのようなところにあるのか、報道やこれまでの議論を総合した時に、会員がどのような感想を持っているかをまず聞いてからの方がよいと思う。

栗田禎子会員：議論する材料がない状態では、「より良い役割の発揮に向けて」の内容を確認し、総会で出されたナショナルアカデミーが満たすべき 5 要件を再確認することしかできないのではないか。一点、橋本部長、場合によっては法学委員会への質問だが、以前（2004 年）は有識者会議の取りまとめをもとに改革が行われたのに対して、今回は有識者会議だけでなく政府、内閣府で検討して方針を決めるという手法が取られているとの説明だが、国の機関である学術会議のあり方を決める際の方法がそのようにケースバイケースで変わっていいのかという素朴な疑問がある。学術会議のあり方を変えるのは、最終的には学術会議法の改正という形で国会にかけられるのかもしれないが、それまでの手続きについてこれまでどのように議論されてきたのか、部長または法学委員会の会員に教えてほしい。政府内でどこまでそれに配慮して議論が行われているかについては、知る術がない。最終的に法改正を必要とするような改革が構想される場合には、当然国会で審議が行われる。法案を作るまでに取られる手続きは、内閣が提案する法案の場合には当然内閣の中で決めるのだと思う。今回はそれに

資するために有識者会議が立ち上げられたが、それが義務的かと言われればおそらくそうではないだろう。制度的・法的な問題の有無という点からは、裁量の範囲内ということになるだろう。学術会議との関係を考えた際にどのようなやり方がよいかについては、別途考え方があろうと思う。現状は、それは既に終わっている状況だと思う。

和田肇会員：各省庁案件であれば、法案を作るルールがある程度決まっている。そのようなルールには慣行的になっているものもあるが、今回は内閣府内での手続きで、どのような手続きを踏まなければいけないかは、おそらく決まっていない。政府が単独で審議するわけではなく、意見を聞いてこのような法案が望ましいというものを提案することになるだろうが、前回と今回が違うことが法的に問題だとは必ずしも言えないというのが、今回のプロセスだと思う。

橋本伸也部長：私たちの立場は明確で、「より良い役割の発揮に向けて」を踏まえた改革案が用意されるべきであるということに尽きる。

鈴木基史会員：報道等の情報しか持っていないので印象論になるが、任命・組織形態問題、内閣府から学術会議に注文のあった今後の学術、研究者養成についての質問事項等を集めると、政府が学術会議に対して強い対抗意識を持って現在の組織形態を大幅に変更するつもりはないだろうと思う。向こうが権限を持っているなか、私たちにできることは限られている。国民の目から見て学術会議の権威・威信・信用が失われるのが最も怖いと思う。それを避ける最大限の努力はできるのではないかと。様々なことが同時に起きている。学術会議の組織形態を守るために譲歩してしまい、信用が失墜するのが一番困る。それを防ぐことが重要で、何か取引をしたというのが一番困る。学術会議が政府と手打ちをして組織形態を維持したという最悪の捉え方を避けるために、最大限の努力が必要である。政府に対しても、そのような弁は控えてほしいと言わなければならない。

橋本伸也部長：国の機関として組織形態を維持することと他のこととのリンクageが出てきた際にどのような態度をとるかというのは、一つの大きな論点だと思う。国の組織として残る場合にどのようなこととリンクageしうるのかについては、かなり真剣に考えないといけない。余談で恐縮ながら、学術会議に関わる法としては学術会議法が最重要だが、内閣府設置法の中にも学術会議について書かれている。是非一度確認してほしい。法制度上の学術会議の位置付けについて「より良い役割発揮」では当面は現状について書いていたが、それほど立ち上がったことは言っていない。もし国の機関としての存置を基本に考えるならどのような性格のものとして置いておくことが必要なのか、そうでない形態であればどうかについては、「役割発揮」の中で検討した。取引したという形にならないようにするために、何が重要になるかを是非考えてほしい。合わせて、国の機関として残ること自体をどのように考えるか、私たちの考え方は出してあ

るが、政府の決定はまだされていない。これについても注意する必要がある。

佐藤嘉倫会員：部長が言及した法律を読んだが、重要な役割は政府に勧告できることである。国から離れて独立した機関になった場合、そのようなことが保証されるのか。国の機関であることは譲らない方がいいと思う。

橋本伸也会員：高山会員からチャットで内閣府設置法が送信された。佐藤会員の指摘は極めて重要である。同時に是非四十条を見てほしい。個人的な関心ながら、食品ロス削減推進会議と日本学術会議は並んでいる。「別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるもの」の一覧で、法律上はこのような書き方になるのだろうと納得している。その一方で、内閣府設置法にはCSTIについて極めて多くのことが規定されている。法体系上の学術会議の位置付けはどうなっているのか、私自身はこの法律を見た時にびっくりした。これは本題ではないが、国の特別な機関としての位置付けられ方自体をどのように考えるかはかなり重要な問題で、中央交通安全対策会議も重要とは思いますが、それと同じ性格のものなのか。学術会議のあり方を考える際に法律上の扱いを見ることが重要ではないかと感じた。これは部長としてではなく、個人的な意見である。法学の会員に是非教えてほしい。

和田肇会員：詳しいのは大久保会員（欠席）だが、行政組織法に関連して、このような建付けになっているかどうかは分からない。内閣府が設置するので、内閣府設置法の中に必ず入らなければならないが、その位置付けに上下・強弱があるかどうかは分からない。

高山佳奈子会員：大久保会員ほど適任ではないが、便宜的にこのように並んでいるだけで、これが一まとまりになっているという理解はしない方がよいのではないか。何と並んで書かれているかは、気にしない方がよいと思う。それぞれの組織が一つ一つ違うものであると理解している。

橋本伸也部長：便宜的だということは理解したうえで思っていたのは、行政上の個別具体的な課題に対応するために作られている特別な機関と同じように並べられている点を、どのように考えればいいのかということである。そのことと学術会議の独立性の問題をどのように考えればいいのか、気になっている。他は区々としたレベルの違うものが並んでいる。法律上これしか書きようがないこともよく分かったうえで、このような位置付けでいいのだろうかと言っている。先日の幹事会後の懇談会で、事務局に一度検討してほしいと依頼した。

和田肇会員：部長は、CSTI が四十条の四に特別に出ているのに、学術会議はこのような出し方になっていないことを気にしているのか。

橋本伸也部長：CSTI は内閣府内のものなので、このような書き方で出てくるのは当然だと理解している。

和田肇会員：学術会議も内閣府の中である。

橋本伸也部長：特別な機関ということで、この表の中に並んでいる。

和田肇会員：CSTIと同じ扱い程度にはしてもらわないとまずいのではないか。

橋本伸也部長：これが根本問題だと言う気はないが、このようなところに学術会議が法制上便宜的に扱われているということの意味合いが、政治文化・法文化の中に潜んでいるのではないかと感じたということである。本題に戻って、議論したい。

小林傳司幹事：政府案がどのようになっているかが見えないなかで議論しにくい、与党が考えていることが政府案に反映される可能性が高い。だとすると、自民党PTがどのようなことを言っていたか、会員各位も読んでおいた方がいい。その内容がどの程度政府案に反映されるかは不明ながら、もし丸呑みしたら私たちの考え方とはぶつかる。私が理解した限りでは、法人格を持った組織にすること、学術会議の機能は基本的には科学的助言のみで分科会はやめること。科学的助言が最も期待されており、分科会は廃止しろとはっきり書いてある。それが出てくるかどうかは分からないが、自民党PTの骨子には法人化、科学的助言機能の抜本的強化、会員任命は独立性を担保しつつも第三者委員会による指名といったことが並んでいる。以上のようなことが与党内で考えられている。私たちの「あり方報告書」は、その後で作った。このような状況のなかで、どのような案が出てくるか。現在は、部長が説明した政治状況の変化により動きが止まっているかのように見えるが、さらに任命権の問題が出てくるのか、独立性に関連して形式的任命か実質的任命の余地を十分残すのかといったところも、問題になってくる。内閣改造前は政府内に存置との新聞報道が出ていた。そこがこれからどうなるかは分からないが、いったんそういう結論を出していたのだろうと思う。それ以外のところで何を入れてくるかは、全く予想がつかない。科学的助言が重要であることは学術会議の報告書でも書いているが、それ以外にはほとんど目もくれていないような自民党PTの案を見ると、今私たちがしているような様々な分科会活動が大幅な見直しを迫られる可能性はゼロではないと、個人的には思っている。加えて、自民党PTは任命問題での第三者委員会について書いているので、このようなものがそのまま入ってきたらなかなか大変だという気はしている。今、高村副会長がチャットにPTのものをあげたので、一度読んでほしい。

宇山智彦会員：自民党PTが言っていることをそのまま実行したら、ものすごく金がかかる。シンクタンクとしての機能を強化しろという話なので、そのためには金と人材が必要である。それが現実的ではないことは、さすがに政府は分かっているのではないか。報道された政府の考え方は比較的穏健なものだったが、それが止まってしまったのは自民党からの働きかけがあったのかもしれない。機能の抜本的拡大は現実的でなくても、政府のコントロールを強めるという方向

性はもっと強く出てきうるので、それに対して学術会議、学問の自律性、独立性が重要だということを、私たちは一貫した強固な理屈として持つておく必要がある。先ほどの内閣設置法の件だが、あの表は別途定める法律によって運用される機関であることを示している。CSTI を設置する法律はないので内閣設置法に書き込まれており、内閣の一部として明確に位置付けられている。雑多な表に書き込まれてはいるが、学術会議法が別にあるので、そこに独立性が明記されているのだから、逆に内閣設置法に詳しく書かれてしまったら内閣府の一部としての性格が強調されて従属性が高まるのではないかと感じている。

橋本伸也部長：法学の会員にききたい。色々な法律で「独立して」がどのように使われているか調べてみた。多くの場合、「委員長は独立して～」、「委員は独立して～」といった書き方であって、組織・機関としての独立が書かれているものは見つからなかった。機関としての独立と個々のメンバーが独立して職務を行うことには、法律的には違う意味があるのか。

和田肇会員：組織的に独立性が強いのは人事院と会計検査院である。人事院は独自に採用試験をする。個人的には、学術会議の独立性はこれらと同じ程度と思っている。

橋本伸也部長：それと、様々なところで「独立して～」と書かれているのには、落差があるのか。

和田肇会員：分からない。人事院にしても全て国の予算でやっている。人事院長等の任命は内閣総理大臣。任命するのと、組織や権限の独立性とは違う。機関の性格が大きく影響していると思う。

野口晃弘会員：会計検査院は憲法の九十条で規定されており、会計検査院法の第一条に「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する」とある。確か検査院長は国会で決めなければいけないが、内閣から独立の機関という意味では、会計の領域ではこの会計検査院がある。憲法に規定されている機関なので決定的な重要性があり、行政府から独立でなければならないという職務の性格が明確にある。逆に会計検査院が政策を決めていくことはできないだろうと思う。

矢野桂司会員：8月5日に研究力強化の回答が出たが、今後どのように各大学、各学協会に周知しフィードバックをもらうのか。私たちがそれを色々な形で広報、意見集約するといったことで、学術会議が何をしているかを社会に広げる好機になるような気がする。研究力については各大学、各学協会の関心が非常に高いと思う。意見をさらに募るといった活動はしているのか。

橋本伸也部長：文書自体は政策統括官に手交されたが、まだ出たばかりで動いていない。委員会で何か議論はあったか。

西山慶彦会員：知る限りでは、ない。

高村ゆかり副会長：これは内閣府からの依頼を受けて回答を出したもので、おそ

らくこれからこの回答をどのように学協会、大学、場合によっては社会に広めていくかということだと思うが、研究力強化の検討をした委員会も含め考えてきた。これは小林前大臣の時に出了された諮問だが、大臣が変わっても活かしていく必要があると思っている。

矢野桂司会員：苦勞して作成されたもので、内容的にも関心度の高いテーマなので、学術会議の活動をアピールする機会としていいのではないかと思う。

西田眞也会員：政府が求めている科学者助言に対して、第一部がどのように貢献できるかということについて様々な取組がなされ、未来構想の研究計画においても文系の融合が叫ばれており、それに対する対応がきちんとされていると思っているが、実際にエビデンスとして、第一部がそのようなアクションを取り、役に立つ部分はちゃんとやっているという形にならないと、どのような議論も形式論になってしまい問題ではないかと思った。研究力強化の提言もすばらしいと思ったが、CSTI の選択と集中に対してアンチな話であって、現場は選択と集中が問題だと思っているが、政府は逆向きにしか考えていないところを、どのように生産的に議論していくのが重要だと思っている。このまま選択と集中を続けていく限り日本は先細りだと思うが、その議論をどのように実際の政策にきちんと活かしていけるかというところで、学術会議があつてよかつたという形にできるのではないかと思う。

橋本伸也部長：具体的な議論はしにくいですが、国存置で固まりかけていたものが止まっている状況で、国の機関ではない形、法人化といったことが出された際に、私たちがどのように応答するか考えておかななくてはならない。国に残る場合の機能は何か、私たちの考え方は既に出しているが、それに合わない形で国の機関として存続となった場合に、会員選考の問題、機能のシンクタンク的なものへの特化にどのように応答していくのか、学術会議として回答することが求められる。これは四役や幹事会が決定できることではなくなっている。総会場で議論し、意思表示すべき性格のものではないかと思っている。そのために、今回議論をお願いした。十月の総会までには出てきていると思うので、そこで何を言うか、会員各位が判断しないといけないことになる。我がこととして意見を出せるような準備をしてもらいたい。

(休憩)

橋本伸也部長：野口会員からチャットに先ほどの補足として、会計検査院法についてのコメントが寄せられている。これは議事録に反映させる。

野口晃弘会員コメント：会計検査院法 第一条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。 第四条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。 ④検査官の任免は、天皇がこれを認証する。

(3) ウクライナ戦争によって日本のアカデミアに提起された諸問題について  
今回の戦争が日本の学術体制のあり方（科学者支援のあり方、国際会議・国際共同研究のあり方等）に対して投げかける諸問題、今回の戦争が多様な学問分野に対して投げかける諸問題）の2点について、各分野別委員会委員長より資料6・7に沿って報告が行われた。

高村ゆかり副会長：4月の総会で会長から、この問題についてどのような取組が可能か検討していきたいとの発言があったが、正直なところ四役・執行部サイドにこの間余裕がなかった。この問題について最も関心が高く専門的に関わりの大きい第一部の各分野別委員会から取組状況や問題意識を聴取することについて橋本部長から提案があり、依頼した次第である。様々な問題意識、また取組が実際に検討され進められていることがよく分かった。同時に、分野を超えて連携する必要性も指摘されていると思った。学術会議としてどのように取り組めるかは、執行部だけではやりきれない課題であり、このあたりについて意見があれば出してほしい。学術会議としての対応について、情報共有したい点がある。学術会議が毎年10件程度の国際会議を共同で主催しているが、そのうちの一つから、ロシアの研究機関からの参加申込の取扱に関する問い合わせがあった。国際会議の主催等分科会で検討し、国際委員会での議論を経て、最終的に幹事会の考え方を取りまとめた。国が経費を出すプロジェクトのうち新規のものについてはG7の国は認めず、既存のものについては適宜見直しをしている。問題になり得るのは日本が制裁対象団体として認定している大学・研究機関がある点で、一定の制裁対象分野の技術等について貿易通商等の禁止といった条項があり、外為法で規制されている。議論の中では、国の制裁を大きく損なうことがあってはならないと同時に、いかなる場合でも研究活動・研究発表の交流が損なわれてはいけないという考えが共有された。結論として、当面国籍を問わず制裁対象団体に所属する者については、学術会議が共同で主催する国際会議への参加登録を保留するという扱いを決めた。合わせて、制裁対象になっている技術等に関わる講演・発表の申し込みを行った研究者は、参加登録を保留とする。論文やポスター等の科学的評価については、立ち入らない。状況が変わったら、速やかに取扱を見直す。所属機関が複数にまたがる場合、所属機関は制裁対象でも研究者自身がどのような対応をしているか等についても議論になったが、主催する団体の負担も考え、基本的にはこのような方針としている。現況下での対応の難しさを示しているが、このような中でどのように研究交流を進めていくかについても議論をお願いしたい。

高倉浩樹会員：学術会議の方針は理解した。ロシア人を招聘して国際会議を開催

する、国際共同研究を行うことに対して、既に日本のある機関から国の予算を使っては困ると言われている。制裁対象に入っている組織ではない。ロシア人の立場も様々であり、ロシア国内の研究者もいれば海外在住の研究者もいて、国籍で一律に区分するのは良くないのではとの議論があった。難しいことは分かるが、学術会議としてロシア人は全てだめという流れにストップをかけるような方向性を出すことが必要ではないかと個人的には考えている。国際共同研究ではヨーロッパが入っていると、ロシアの機関が含まれているだけで予算が全てストップされる状況になっている。文系だけでなく、理系では装置等の話が出てくるのでよりシビアだと思う。どのような線引きが良いか分からない部分もあるが、一方に動いていく方向とは違うベクトルを出す必要があるのではないかと。

高橋裕子会員：避難民という観点からアフガニスタンの避難民で大変な状況に置かれている女性や子どもがいるが、これについては学術会議の議論の対象にはなっていないのか。

高村ゆかり副会長：私の知る限り、特定の国からの避難民、国を離れた科学者に対する対応に学術会議が取り組んだケースはない。G7 のアカデミーの中でも独仏米等と話していると、歴史もあり、特定の国に限らず、国を離れた研究者に対する支援プログラムを元々持っている。ウクライナに限らず、国を離れた研究者への対応は考えるべき重要な課題と認識している。

白波瀬佐和子会員：様々な立場の人がいるので、国際委員会の中でもかなりの議論があった。国際学術委員会においても議論が進んでいるが、人文社会系を含む大きな意味での科学者コミュニティとしては、科学者としての自由を確保していかなければならない。但し、個人としての科学者と所属しているところの二重構造があり、必ずしも独立ではないところが非常に難しい。ウクライナの問題が生じた時に、ロシア人だからということはないということがあったが、科学分野、技術のところでは密接に関連している。国の学術機関が科学者・研究者としての独立性や自由の確保をどのように保証できるのかは、非常に重要な観点で、議論が必要だと思う。エクザイルの問題は、こちらでも出ている。日本も科学者コミュニティとして期待されるところが大きい。私たちが足元から議論を積み上げていく必要がある。

栗田禎子会員：最後部分が聞き取れなかったのだが、イスラエルの問題に言及されたか。

白波瀬佐和子会員：エクザイルと言った。

栗田禎子会員：戦争・占領を行っている機関の研究者と交流を持つべきではないとの原則論は分かる。アジアの視点と関わるが、今回ロシアが侵略しているのは間違いないが、だとしたらイスラエルボイコット運動はずっと国際的に存在しており、パレスチナ問題の責任を負っているイスラエルの研究者・アカデミーと

の交流をしていいのかという議論も中東ではあるので、いわゆる二重基準問題をどう考えるかといった視点も必要と思い質問したが、聞き違いだった。学术交流の問題、学問の内容にも関わるので俄かに答えは出ないとは思いますが、ウクライナ戦争停戦後の世界で日本がどのような役割を果たしていくべきかとの議論が出てきた際に、先ほど政治学委員会から提起があったように東アジアで同様の軍事侵攻が起きた場合にどのように備えるかについての提言、見解等を出す必要もあるのではないかと。ヨーロッパ（ウクライナ）で起きている戦争とアジアとのリンケージの問題について、学会としてどのようなスタンスを取っていくべきか。先般 NATO の会議が開かれた時に岸田首相が日本の総理として初めて参加し、今後 NATO とも連携していくという方向が作られた。ウクライナで起きていることは明日のアジアで起きるかもしれないので他人事ではないと訴えた結果、NATO でも中国の脅威を明示的に出したが、地域研究者、歴史研究者としては「アジアから見たウクライナ戦争」のシンポジウムでも地域のシンポジウムでも、安易にヨーロッパでの危機とアジアの危機をリンケージしない方がいいのではないかと思う。むしろ危険であり、アジアは別の論理で動くべきだという方向の選択肢を示していくことが学会の使命だと思う。この件について、会員の意見を知りたい。

橋本伸也部長：様々な学問分野によっても各自がよって立つ学問上の立場によっても、全く異なる答えが出される話だ。それをどのような形で議論するのがいいのかという問いの立て方に置き直さないと、学会としての発言はしにくいと思う。何らかの方向性を出すことを考えている場ではないので、何か考えがあれば率直に話してほしい。

鈴木基史会員：学者として現実を論理的に説明しようとする立場と、それを踏まえてこれからどうすべきかという知見を供与する立場がある。その二つを混同してはいけない。前者に関する分析は学者として非常に重要である。私たちは、ヨーロッパの戦争とアジアの今後の危機をリンクしているわけでは決してない。政治レベルでそのような方向性があることは間違いない。それをどのように考え、分析するのか。そこに本当に因果的な関係があるかどうかは、学者として知見を示すべきだ。リンケージが行われているとするならば、それを防ぐための様々な取組（国と国との合意、国際政治の仕組）をどのように構築していかなければいけないかというのが第二段階だと思う。あまり精神論に引っ張られず現実を精緻に分析するというのが、私たちにとって最も重要な試みだと個人的には思う。学問には色々な立場があるのでこれを押し付けることはしないが、私が在籍する国際政治分科会の多くのメンバーはこのような観点に共鳴していると思う。今後学会としてどのような方針で活動していくのかは、私たちの議論の結果決まっていくと思うが、政治学委員会としては先ほど報告した4点が一

つの方向性になるのではと提案している。

岩井紀子会員：ウクライナから離れてアジアについて、2003年から日本・中国・台湾・韓国の4か国で共同調査研究をしている。2003年から2015年頃まではスムーズにきたが、台湾と中国の関係が難しくなってくると研究環境自も影響がある。メールでのやり取りがモニターされている可能性もあり、メールでは言いたくない或いは4か国の会議を日本とソウルではできるが台湾と北京ではしにくい。それでも4か国の共同研究を続けていくため色々な工夫をしながら進めてはいるが、政治と研究は独立ではあるものの絡んできてしまえばやりにくく、かつその圧力は強まっていると感じる。しばらく連絡が取れなくなることも政治環境によって時々起こっている。

芳賀満会員：私たちがアカデミアについて考えると研究者中心になってしまうが、学生のことも同等かそれ以上に取り上げてほしい。私は本務校で男女共同参画も担当しているが、高橋会員の発言にもあったように女性の学生は最も戦争の被害を受けやすいことをあらためて強調してほしい。私はアフガニスタンでアメリカ軍が撤退した時に女性の学生を一人でいいから自分の大学で受け入れるべきだと言ったが、現実にはならなかった。学術会議が学生、特に女性の学生について明確に訴えてほしいと思う。

橋本伸也部長：先ほどの栗田会員と鈴木会員のやり取りは、学術会議のあり方の問題とも関わっている。シンクタンクとしての役割が強まった時に、このような問題はどんな議論の仕方になるのだろうか。逆にアカデミアの自立した組織として議論する時はどうか。非常に大きな違いが生まれてくるだろうと感じた。いずれも必要だが、それぞれの役割の違いをかなり慎重に考えながら扱っていかなければならない。ウクライナ問題を学術的にどのように議論するかは、日本だけでなく世界的に学問がいかなる形で現実の社会的・国家的問題に対応していくかという時の琴線に触れる部分を扱っていくことだと改めて強く感じた次第だ。本件についての議論をどのように引き取っていけるか、正直なところ知恵がないわけではないが手足がない。連絡会議でなくても横のつながりができないかとの提起があった。この間、ウクライナについてのシンポジウム等の申出があった際には、部の役員から是非他の分野別委員会等で企画されていることとの連携を考えてほしいとお願いしてきている。多少のやり取りは行われているものの、例えば連続のシリーズとするところまでは進んでいない。関連する企画を立てる際には、周囲に目配りしつつ、どのようにつながれるかを考え、できれば現実につなげてほしい。

宇山智彦会員：私はシンクタンクでも仕事をしているが、シンクタンクとアカデミアの議論の違いがあるとしても、つながってなければいけない。今回の事態で、軍事研究者等の発言に対して研究者が戦争を容認する方向に向かっているの

はないかと言う人々がいることに驚いた。それは違う。戦争をしたいのではなく戦争・軍事に関する知識が重要だと言っているのもあって、鈴木会員の発言のとおりヨーロッパの危機を私たちが東アジアにリンクさせようとしているわけではない。リンクしてしまった場合にはどのような対応をしなければいけないかを考えるには、平和が望ましいのは勿論として、軍事的なことについてもタブーなく知識として持っておき話し合う環境が学術会議も含めて必要ではないかと思う。

#### (4) 第一部役員の一部交代について

橋本伸也部長：小林傳司会員より幹事を退任して日本学術会議アドバイザーに専念する旨の申し出があり、これを了承した。後任として、吉田文会員を指名するので、部会の同意を得たい。任期は令和4年10月1日より令和5年9月30日までとする。

→ 同意

#### (5) 「意思の表出」にかかる第一部内締切の設定について

橋本部長より資料8に沿って説明の後、質疑応答が行われた。

佐藤嘉倫会員：スケジュールに対する質問・意見ではないが、人文社会科学基礎データ分科会委員長として尋ねたい。先日第一部役員と会合を持った際に、ホームページ上の公開はできないので報告か記録という形で残すようにとの指示があった。その前に第一部会員に説明するようにも指示された。但し、今日の夏季部会・秋の総会では時間が取れないとのことなので、このままだと来春総会時の第一部会で会員に説明することになるが、本日提案されたスケジュールでは間に合わない。どのようにすればいいか。

橋本伸也部長：特別な事情がある場合は、別途扱いを考える。記録は、この日程とは無関係である。報告であれば、別途考える。

佐藤嘉倫会員：会員への説明は、春の総会で行うという理解でいいか。

橋本伸也部長：それに先立ち、準備中の内容が学術会議として責任もって出すデータとして良いかどうかという疑問を部役員から出しているので、まず内容を精査し、その結果を知らせてほしい。

佐藤嘉倫会員：まず役員に結果を知らせるということか。

橋本伸也部長：そのとおりである。

芳賀満会員：事務的なことを確認したい。検討課題等というのは、意思の表出の申出書（別紙様式1）のことか？

橋本伸也部長：そうである。

→ 承認

## 5. その他

### (1) 令和4年度第一部審議関連予算の執行状況について

事務局より、執行状況については資料9を参照してほしいとの説明があった。現時点では、適切に執行されている。毎年予備費として第一部予算から5%確保しているが、これについては9月末までの執行状況を見つつ、後半に再配分するかどうか改めて検討する。

### (2) The Association of Asian Social Sciences Research Councils (AASSREC) の“ASIA-PACIFIC SOCIAL SCIENCE JOURNALS DIRECTORY” プロジェクト Steering Committee への推薦依頼について

日比谷幹事より資料10に沿って説明の後、橋本部長より学術会議から吉田文会員を推薦したことが報告された。社会科学諸分野にわたるディレクトリの作成は、一人の手に負えるものではない。具体的な作業を行う段階では、吉田会員を中心に社会科学系各分野別委員会の協力を得つつ進めていくチームが必要になるだろう。英文雑誌の編集に当たっている会員も多いと思うので、是非よろしくをお願いしたい。

### (3) JST 人文社会プレプリントサーバー運用に関する意見交換について

小林幹事より資料11に沿って説明の後、質疑応答を行った。

芳賀満会員：「会員限り」となっているが学会等に紹介するために、スライドを入手できないか。

小林傳司幹事：「会員限り」としたのは責任者がJSTであることへの配慮。機微情報はないので問題ないと思うが、念のためJSTに確認し、何かあれば連絡する。

### (4) 「未来の学術振興構想」の策定に向けた「学術の中長期研究戦略」の公募について

橋本伸也部長：4月の総会で光石会員から紹介があったものが具体化され、7月には説明会も行われた。特に第一部関係のものを出してほしいとの強い要望がある。

日比谷潤子幹事：人文社会科学系からは是非出してほしいという呼びかけがあるので、サイトを見て奮って参加してほしい。それぞれが所属する学会での扱いは分からないが、例えば吉田和彦会員と私が属する日本言語学会では、数日前にメールで学会内公募をすとの案内が届いた。一つのやり方かと思うが、是非応募してほしい。

西田真也会員：今回のプランは後でグランドデザインに集約するとのことだが、初めから連合体で出さなければならないのか、ある程度個別で出しておいで後で集約してもらえるのか、横をつながなくても取りあえず大丈夫なのか。理想としては多くの分野をまたいだようなテーマと言われているが、全部をローカルにつなぐのはかなり大変だと思う。ニュアンスを教えてほしい。

日比谷潤子幹事：私の知る限り、基本的には学会レベルでかまわないと思うが、そこだけに閉じこもることなく、幅広に考えてもらった方がいい。学会レベルですばらしい提案が出てくれば、それを集約していくことは当然起こると個人的な見通しでは考えている。

以上